

1 事業の目的

一時預かり事業（以下「本事業」という。）は、保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合に、安心して児童を預かることで、育児に対する保護者の心理的又は身体的負担を軽減させることを目的とする。

2 事業の実施

（１）本事業は、「交野市一時預かり事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）及び「一時預かり事業の実施について」（令和６年３月３０日付５文科初第２５９２号こ成保第１９１号文部科学省初等中等教育局長こども家庭庁成育局長通知）（以下「国要綱」という。）に定めるところにより、関係法令を遵守し、実施するものとする。

実施方法については、国要綱の４（１）に定めるところを基本とする。

（２）本事業の実施にあたり、児童対象性暴力防止法に基づく認定事業として取り扱うことを前提に、同法及び関係法令等に定める要件を満たす体制を整備し、速やかに認定の取得を行うこと。

（３）本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。なお、当該諸帳簿等については、契約期間満了後５年間保存すること。

ア 事業計画書及び職員配置計画書

イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類

ウ 業務日誌及びその他利用関係書類

エ その他事業の実施において必要と認められる書類

（４）事業者は、本事業の実施について、パンフレット、チラシ、ホームページ等の媒体を活用し、利用者に広報、周知するものとする。

（５）市と協議のうえ、委託料により購入した備品（購入金額１０,０００円以上のものに限る）の所有権は市に帰属するものとする。

- (6) 事業者は、業務の引き継ぎ等準備業務において、本事業を開始するまでの期間には、
現行の事業者からの業務引き継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行うものとする。
なお、準備業務にかかる人件費等の経費は、事業者の負担とする。
- (7) 事業者は、運営期間が満了した場合又は運営停止を命じられた場合など、業務を他の
の事業者を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引き継ぎに協力するものとする。
- (8) 事業者は、仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認め
られる事項について、市と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (9) 事業者は、本事業の実施にあたり、必要に応じ市と協議することができる。

3 事業の内容

(1) 開所日及び開室時間

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月28日から翌年1月3日）以外の日とし、
開室時間は午前9時00分から午後5時00分までの間で7時間30分以上とする。

ただし、市長の許可を得て、臨時に開所又は休業することができる。

(2) 職員の配置

本事業の実施にあたって、責任者1名と2名以上の保育従事者を配置すること。保育
従事者は、保育士又は子育て支援員研修修了者等（国要綱 4実施方法（1）⑥ア又はイ）
であって、うち1/2以上は保育士とする。

なお、責任者は業務に支障がない範囲で保育従事者を兼ねることができる。

※利用児童が安心して過ごせるよう保育従事者のうち1名以上は、1日（7時間以上）
の開室時間を通じて勤務すること。

(3) 事業運営

①利用対象者

市内在住の生後6か月から就学前までの集団保育が可能な児童（病児・病後児を除く）

②利用定員

4名

※ただし、交野市から変更の申出があった場合は、原則これに応じるものとする。

③利用時間（預かり時間）

午前9時30分から午後4時30分（7時間）

時間の設定

ア 全日 午前9時30分から午後4時30分

イ 午前 午前9時30分から午後12時30分

ウ 午後 午後12時30分から午後4時30分

④飲食の提供

無。ただし、利用者側の持ち込みは可とする。

⑤利用料金

市の歳入とする。

⑥一時預かり事業に必要な補償保険の加入

事業の実施にあたり活動中に生じた事故等に対応するため、補償保険（賠償責任保険、傷害保険）、その他事業者が必要と認める保険に加入すること。

なお、傷害保険の補償額については、下表の補償基準額を下限とする。

保険の種類	補償基準額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	15万円～500万円
入院補償金（1日あたり）	3,000円
通院補償金（1日あたり）	2,000円

4 事業の実施要件

- （1）省エネルギーや省資源等の環境へ配慮すること。
- （2）本事業が継続的に運営できるよう十分な体制を整備すること。
- （3）緊急時（事故・けが・事業の運休など）の対応を適切に行うこと。
- （4）本事業を安全に行うため、事故防止などの安全管理を徹底し、安全計画策定及び事故発生時の連絡体制等についての安全計画マニュアルを作成すること。
- （5）日頃から清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症予防のためにもその管理を徹底すること。

5 情報の取扱いに関する事項

本事業の実施にあたっては、個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行う

こと。また、本事業に関する記録の管理及び保管並びにホームページ等による情報の発信についても、十分留意しなければならない。

6 実績報告

- (1) 事業者は、各月に実施した事業について、利用状況等事業実績報告書を、その翌月の15日までに市に提出しなければならない。
- (2) 事業者は、各年度の終了後、本事業の実施に関して完了の報告をしなければならない。
この場合において、当該完了報告には、実績報告書のほか、収支報告を含むものとする。